

平成 31 年国指定小笠原群島鳥獣保護区の更新について

小笠原群島鳥獣保護区：更新（区域変更なし）
 小笠原群島特別保護地区：指定（区域一部拡張）
 小笠原群島特別保護指定区域：指定（区域一部拡張）

1. 鳥獣保護区とは

鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。環境大臣が指定する「国指定鳥獣保護区」、都道府県知事が指定する「都道府県指定鳥獣保護区」の 2 種類があり、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域は「特別保護地区」に指定される。また、特に人の立入、車両の乗り入れ等により保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれがある区域は「特別保護指定区域」に指定される。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区及び特別保護指定区域内においては、一定の開発行為等が規制される。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない	20年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

2. 小笠原群島鳥獣保護区の更新等について

小笠原群島は、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリをはじめとする小笠原固有の鳥獣の生息個体数は極めて少なく脆弱な個体群であること、また、亜熱帯気候の海域に適応した海鳥類の重要な繁殖地であること等から、これら希少鳥獣の安定的な生息地を保全するため、希少鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されており、平成 31 年 10 月末に更新予定。(H21 年更新から存続期間 10 年。存続期間を 10 年としたのは、H21 年更新の際に、世界自然遺産登録を目指しており、世界自然遺産登録後の状況変化等を踏まえることとしていたため。)

3. 方針案（別紙・区域案参照）

前回更新の経緯及び現在までの希少鳥獣の生息状況等をふまえ、以下の方針で更新等を予定。

●鳥獣保護区：区域は変更なし

●特別保護地区：扇浦地区の一部、東島全域、巽島全域及び孫島全域を区域に拡張

○扇浦地区（扇浦・二子・小曲）

近年オガサワラオオコウモリの集団ねぐらの分布位置が季節的に移動することが確認されており、同種の保護のため、分散して指定されている現行の特別保護地区をつなげる形で拡張。（拡張予定区域は、扇浦地区にある特別保護指定区域を中心として、その周辺エリアが含まれる。）

○東島・巽島・孫島

東島では、環境省レッドリストで絶滅危惧 I A 類に分類され、世界中で東島のみで繁殖が確認されているオガサワラヒメミズナギドリや絶滅危惧 I B 類に分類されているセグロミズナギドリが繁殖している。巽島では、大型海鳥類のカツオドリやアナドリなど多数の海鳥類の繁殖が確認されている。孫島では、聳島列島と母島属島のみで繁殖していたクロアジアホウドリの繁殖が確認されている。これらの島では亜熱帯気候の海域に適応した海鳥類の重要な繁殖地となっていることが明らかとなったことから特別保護地区に指定。

●特別保護指定区域：扇浦地区の一部を区域拡張

○扇浦地区（扇浦）

扇浦地区のオガサワラオオコウモリの集団ねぐらのうち、特に利用頻度が高く、集団ねぐらの形成が確認されている現行の特別保護指定区域に隣接する区域について、区域を拡張。（拡張予定区域は、扇浦地区にある都道沿いのエリアが含まれる。）

●存続期間：20年

世界自然遺産の登録後、状況変化があまりないことが確認されており、存続期間は最長の20年として更新する。（野生鳥獣の生息状況や社会的状況の変化等があった場合、存続期間中であっても変更等を検討する。）

4. 区域

小笠原群島鳥獣保護区

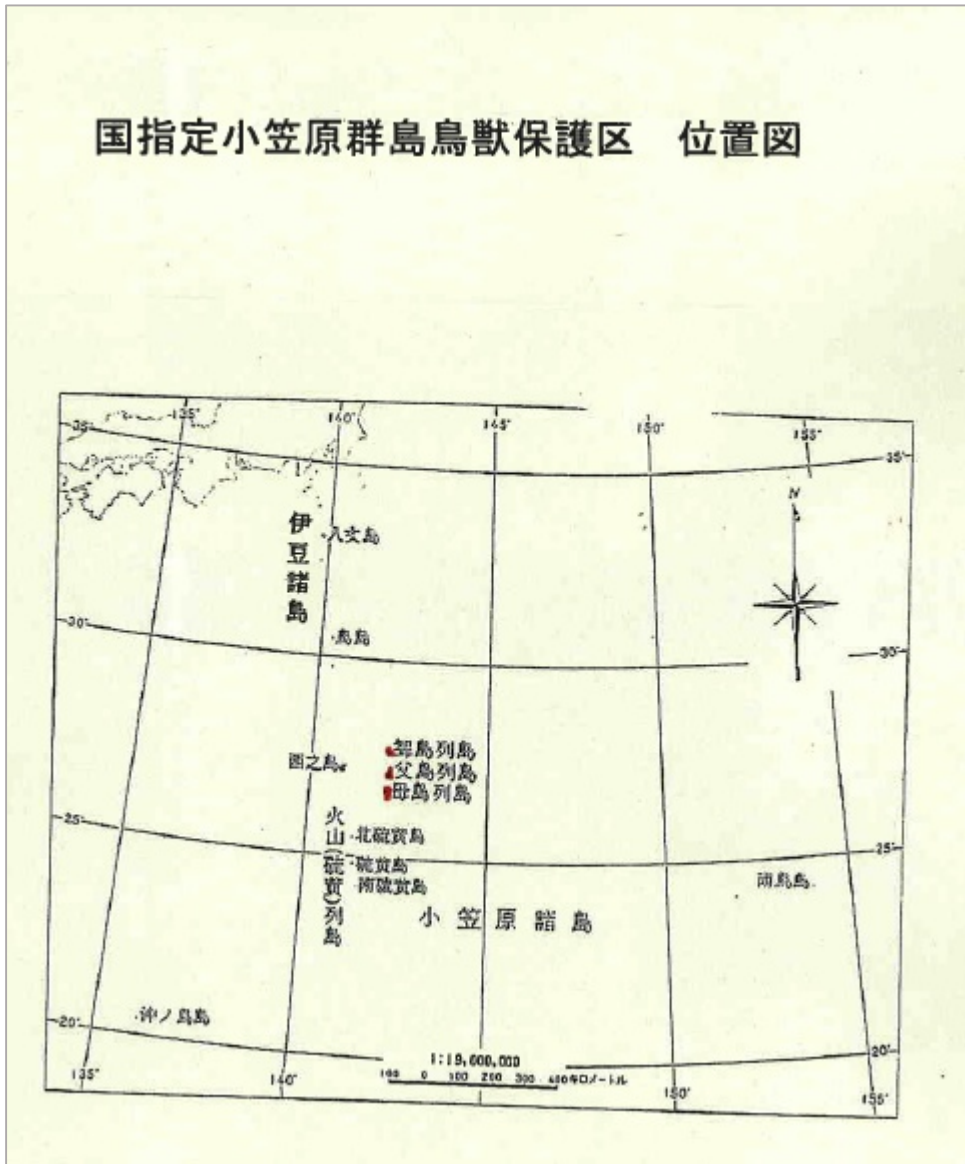
- ・昭和55年に希少鳥獣の保護を図るため、特定鳥獣生息地として設定された保護区
- ・平成11年及び平成21年に存続期間が更新され、現在、小笠原群島のほぼ全域が区域指定されている。

小笠原群島鳥獣保護区特別保護地区・特別保護指定区域

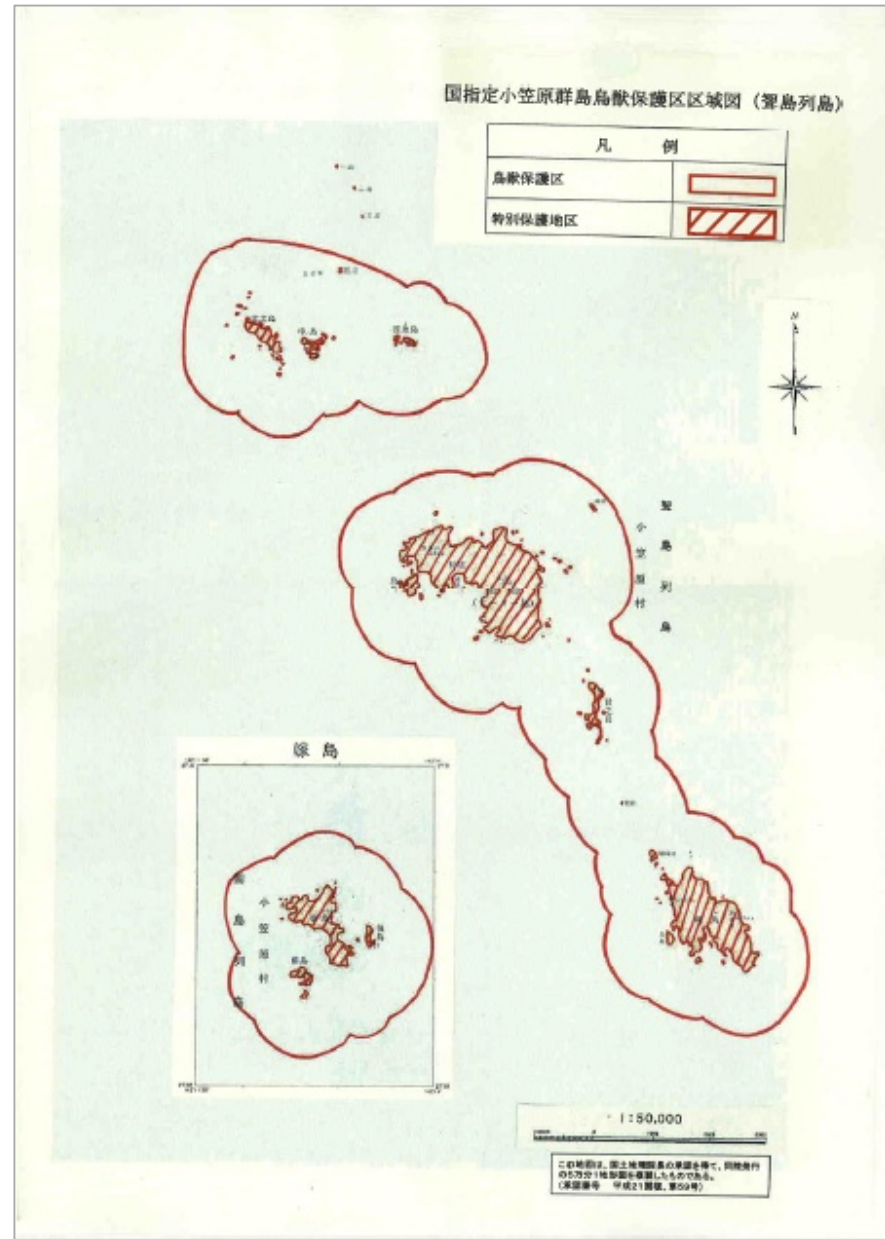
- ・生息数が少ない、オガサワラヒメミズナギドリ（絶滅危惧 I A 類）やセグロミズナギドリ（絶滅危惧 I B 類）が繁殖し、その他海鳥類（カツオドリ、オナガミズナギドリ等）にとって重要な繁殖地となっている島嶼部の保護のため設定
- ・小笠原で唯一のほ乳類であるオガサワラオオコウモリの集団ねぐらの保護のため設定
- ・島嶼部では植生回復事業が行われ、海鳥類の繁殖に適した海岸植生が回復しつつある。オガサワラオオコウモリの集団ねぐらでは特別保護指定区域が設定され、不用意な立入を制限する等、希少鳥獣の繁殖地としての整備及び管理が行われている

(参考) 現行の鳥獣保護区

国指定小笠原群島鳥獣保護区 位置図



国指定小笠原群島鳥獣保護区区域図 (智島列島)



この地図は、国土庁環境自然保護課編、同課発行の「鳥獣保護区指定区域図」から作成したものである。
 (承認番号 平成21年度 第59号)

